様式第2号（第3条関係）

　　　　　　年　　　月　　　日

発電利用に供する木質バイオマスの証明にかかる自主行動規範

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

１．自主行動規範の趣旨

上記署名人（以下「署名人」という。）は、国の政策である「再生可能エネルギー電気の固定買取制度の推進」への対応の必要性を踏まえ、発電利用に供する木質バイオマスであることの証明にあたっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

２．再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の推進

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成２３年法律第１０８号）に基づく平成２４年６月１８日経済産業省告示第１３９号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても調達価格等が定められたところである。

このことから、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての木質バイオマスが円滑に、かつ、秩序をもって供給されることが必要とされている。

３．取組内容

（１）再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に関する取組

①木質バイオマスの発電利用の取組の促進

署名人は、発電利用に供する木質バイオマスの利用を推進することに努める。

②関係者間の連携

署名人は、発電利用に供する木質バイオマスの安定的な供給等の観点から、関係者間での連携を図る。

③既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

署名人は、発電利用に供する木質バイオマスの供給にあたっては、製材、合板、木質ボード及び製紙等既存利用に影響を及ぼさないよう適切な配慮をしながらこれを推進することに努める。

（２）情報公開

署名人は、本行動規範に基づく取組状況の概要を舞鶴市において公表する。

（３）第三者による監査

　　　　署名人は、本行動規範に基づく取り組みについて、必要に応じ、舞鶴市の監査を受けるものとする。

（４）監査への協力

　　　　署名人は、舞鶴市から監査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報の提供や現地の案内など、舞鶴市の指示に従い協力する。

（５）分別管理

　　　　署名人は、責任者を定め、発電利用に供する木質バイオマスがそれ以外の木材と混入しないように、適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

（６）管理書類

　　①管理簿等の記載

　　　　署名人は、ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスの出荷および在庫に関する情報が把握できるよう管理簿等を備え付け、適切に記載する。

　　②保管期間

　　　　署名人は、証明書、納品書および管理簿等の関係書類を５年間保管する。